

令和6年7月（第7回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年7月10日（水）午後2時00分～

2. 開催場所 JAかみましき益城支所 2階大ホール

3. 出席委員（14名）

1番	井川 寿範（筆頭代理）	2番	農 政憲（次席代理）
4番	里見 勝則	5番	北野 洋一
6番	松本 功	7番	西村 誠志
8番	守江 勉	9番	宮本 一義
10番	富永 芳弘	11番	下山 和之
12番	吉村 武幸	13番	吉田 一浩
14番	松本 三千輝（会長）		

4. 欠席委員（1名）

3番 坂上 孝司

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員について
- 日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
- 日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について
- 日程第4 議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地の転用のための許可申請について
- 日程第6 議案第3号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
- 日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
- 日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画（農地中間管理機構分）について
- 日程第9 令和6年 第8回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩本 武継	農地係長	澤田 洋子
参 事	松永 昇	主 査	井 敦子

7. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和6年第7回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、3番坂上孝司委員より欠席の連絡をいただいております。

農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、松本会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。

5番北野洋一委員、8番守江勉委員にお願いいたします。

次に、日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

土地所有者の転用の部が1件ございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、所有権移転の部が9件ございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。

賃借権設定の部が2件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

所有権移転の部の権利取得者が農家の分でございます。

番号1番につきましては、8番守江勉委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(8番委員)

調査報告いたします。

7月8日に三井推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・コンバイン・乾燥機・消毒機を所有しており問題ありません。

主に生産せれる作物は米、大豆、大麦で、申請地には大豆・大麦を作付けするとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数70年、年間300日、妻が経験年数55年、年間100日、子が経験年数20年、年間100日、子の夫が経験年数20年、年間100日となっております。

取得後の農地の面積については、21,058m²ですので問題ないと思います。

地域との調和につきましては、近隣農地を耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号1番につきまして、守江勉委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、4番里見勝則委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(4番委員)

調査報告いたします。

7月3日に木村推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、耕耘機・動噴機・管理機・草刈機を所有しており、小型のトラクターも導入予定で問題ありません。

主に生産される作物はかぼちゃ、露地野菜で、申請地にはかぼちゃを作付けするとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数57年、年間180日、妻が経験年数50年、年間180日となっております。

取得後の農地の面積については、2,651.9m²ですが、農作業歴も十分にある、農業用機械も確保していることから問題ないと思います。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号2番につきまして、里見勝則委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので適格者と認め、許可することに決定をいたします。

次に、番号3番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、番号3番につきましては、6番松本功委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

調査報告いたします。

7月5日に牧村推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、

トラクター・管理機・動噴機・刈払機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、大豆、甘藷、栗で、申請地には柿を作付けするとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数57年、年間250日、妻が経験年数15年、年間200日となっております。

取得後の農地の面積については、21,146.61m²ですが、農作業歴も十分にある、農業用機械も確保していることから問題ないと思います。

また、対象農地への立入りは隣接農地を経由することになりますが、隣接農地の所有者から同意を得ており、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号3番につきまして、松本功委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので適格者と認め許可することに決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に、番号4番につきましては、7番西村誠志委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(7番委員)

調査報告いたします。

7月4日に田上推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・堀取機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は甘藷で、申請地には栗を作付けするとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数20年、年間300日、妻が経験年数10年、年間300日、父が経験年数50年、年間150日、母が経験年数40年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、39,078m²ですので問題ないと思います。

地域との調和につきましては、近隣農地も耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全ての条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号4番につきまして、西村誠志委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので適格者と認め許可することに決定いたします。

次に、番号5番につきましては、11番下山和之委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(11番委員)

調査報告いたします。

7月2日に吉田推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。

この案件は、弟から兄へ贈与するものです。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、耕うん機・草刈機・噴霧器を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は玉ねぎ、露地野菜で、申請地には露地野菜を作付けするとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数20年、年間200日、妻が経験年数10年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、828m²ですが、農作業歴も十分にある、農業用機械も確保していることから問題ないと思います。

地域との調和につきましては、元々近隣農地も耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号5番につきまして、下山和之委員より補足説明をいただきました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので適格者と認め許可することに決定いたします。

次に、日程第5 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用のための許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

只今、議案第2号につきましてご説明いたしました。
番号1番につきましては、6番松本功委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

7月6日に福永推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が農機具置場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がりが10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、転用目的が農業用施設であることから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願いします。

(議長)

只今、番号1番につきまして、松本功委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

番号1番につきましては、7番西村誠志委員に調査をいただいております。
補足説明をお願いいたします。

(7番委員)

7月4日に田上推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が農業用作業場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の第2種農地ですが、周辺に
適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、番号1番について、西村誠志委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべて
の項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付するこ

とに決定をいたします。

続きまして、転用のための賃借権設定の部 番号1番につきましては、10番富永芳弘委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(10番委員)

7月5日に舛田推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者がドライブインを建設する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の第2種農地ですが、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可は現在関係部署と協議をしていると伺っております。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願いします。

(議長)

只今、番号1番について、富永芳弘委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する

法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

それでは、賃借権設定の部についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

(議長)

続きまして、使用貸借権設定の部について、ご審議をいただきたいと思います。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員拳手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。

まず、賃借権設定の部からご審議をいただきたいと思います。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の拳手をお願いしたいと思います。

《全員拳手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

(議長)

続きまして、所有権移転の部について、ご審議をいただきたいと思います。

所有権移転の部につきましては、12番吉村武幸委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(12番委員)

報告いたします。

6月25日に譲受人と熊本県農業公社、松本会長、農業委員会事務局の立ち会いのもと、農地売買の「あっせん会議」をいたしましたので、ご報告いたします。

譲受人は、甘藷及び大根を中心に農業経営を行っており、耕作面積は10町ほどあります。

今回の申請地は、譲受人が借り入れて耕作していたということもあります。この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は、益城町のあっせん名簿にも記載されており、基準面積の2町以上耕作されているので、問題はないと思います。

委員の皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、吉村武幸委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 令和6年第8回委員会の日時について申し上げます。

次回は8月9日、午後2時よりJAかみましき益城支所 2階大ホールで開催いたします。

皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を井川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年7月10日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員